

# イレズミとの向き合い方

溝梨紗子

## 目次

1	はじめに	2
1.1	問題の所在	2
1.2	本レポートの構成	2
1.3	本レポートにおける注意点	2
2	日本のイレズミの歴史	2
2.1	歴史的変遷	2
2.2	「イレズミ=ヤクザ」のイメージを作った背景	3
3	現在のイレズミを取り巻く状況	3
3.1	現在の日本の制度	3
3.2	近年のイレズミ文化	4
4	イレズミ入浴拒否事件	4
4.1	イレズミ入浴拒否事件	5
5	大阪市イレズミ調査事件	7
5.1	事実	7
5.2	争点	8
5.3	判決	8
5.4	個人的な見解	8
6	まとめ	9
7	参考文献	10

## 1 はじめに

### 1.1 問題の所在

近年、イレズミに関する諸問題についてメディアや文献で取り上げられる機会も増えてきている。社会の関心が高まり、イレズミに対するイメージも変わってきているが、同時に法規制も強化され、法的位置付けが問題視されてきている。

そこで、このレポートではイレズミを様々な角度から取り上げ、法規制のあり方など今後の日本人とイレズミとの向き合い方を述べていきたいと思う。

### 1.2 本レポートの構成

本レポートでは、次のような順にしたがって検討を進める。

まず、2では、日本のイレズミの歴史を取り上げ、イレズミが日本社会においてどのような役割を果たしてきたのか時代の変遷とともに見ていきたい。歴史的背景を知ることによって、現代の日本におけるイレズミの役割を考えていく足がかりとしたい。

3では、現在の日本のイレズミを取り巻く状況を取り上げる。日本の制度だけでなく、近年の文化や実際の統計資料をもとにイレズミが置かれている状況について考える。

次に、4、5では、実際に近年起った事件をもとにイレズミを法的に考えていきたい。法的位置付けが曖昧であるからこそ、イレズミがどのような扱いを受け、保障の対象になっているのかについて検討する。

最後に、6では、これまでに検討してきたことを踏まえ、日本が今後どのようにイレズミと向き合っていくべきかについてまとめる。

### 1.3 本レポートにおける注意点

本レポートでは、固有名詞を除き、基本的に「イレズミ」と表現したい。一部異なる表現を用いる場合があるが、「タトゥー」は1990年代に日本人にも彫られるようになった欧米由来の図柄を彫る行為を指し、「刺青」は古くから伝わる日本古来の和彫を指すこととする。<sup>\*1</sup>

## 2 日本のイレズミの歴史

### 2.1 歴史的変遷<sup>\*2</sup>

#### ①古代

人類の最も古い身体加工法の一つであるイレズミだが、日本で出土する土偶や埴輪の線刻から古代より日本の習慣として存在したと推測される。北の先住民族、アイヌの女性たちは顔や手にイレズミを入れ、南の奄美群島から琉球諸島では、ハジチと呼ばれるイレズミを女性が入れていたという記録がある。このように北から南まで日本全国でイレズミがなされていたことがわかる。その後、7世紀以降、日本では着衣や香りに美しさ

---

\*1 山本芳美 『イレズミと日本人』(平凡社、2016年) 24頁。

\*2 山本芳美 『イレズミの世界』(河出書房新社、2005年) 第2章。

を見出すようになり、イレズミという肉体美は途絶え、17世紀まで史料も乏しくなっていく。

#### ②江戸時代

江戸時代になると、遊女と客、鳶や飛脚の中でイレズミは好まれるようになる。江戸の粋の象徴であった鳶(火消し)にとってイレズミは、地肌を晒さないために纏っていたが、やがて彼らのイレズミは誇りとして示されるようになる。そして、この時代から彫り師の出現が始まる。浮世絵や歌舞伎にも登場するようになり、施術範囲も全身に及ぶようになる。

一方で、黥刑と呼ばれるイレズミを入れる刑罰が導入されるなど、幕府がイレズミに対して規制を加えることもあった。このような背景で武士階級や庶民の中で厭う者も存在したが、19世紀後半には流行はピークに達していた。

#### ③明治時代

鎖国を解き、欧米化していこうとした政府はイレズミを日本の野蛮な未開部分と考え、彫り師と施術者双方を法的に規制するようになる。また、洋服の流入や着衣の一般化に従い、イレズミは隠された美として捉えられるようになった。この頃には、イレズミを伝統文化としていた沖縄やアイヌでも影響を受け、除去を求められるなどして、文化が途絶ってしまった。

欧米化を謳い、イレズミを規制していた日本であったが、皮肉にも海外からの来賓は手土産として日本のイレズミを入れて帰ることも多かったとされている。

#### ④戦後

GHQの占領下ではイレズミは規制の対象から完全に外されることとなる。

## 2.2 イレズミ=ヤクザ」のイメージを作った背景

「イレズミ=ヤクザ、悪」といったイメージは一体どこから来ているのだろうか。イレズミのイメージに大きな影響を与えたのは映画であろう。1960年代以降、やくざ映画やポルノ映画でイレズミが大きな役割を果たしてきた。視覚的に訴える映像が人々に与える影響は大きく、いわゆる任侠映画ではやくざ役や親分役にイレズミが彫られていることは多く、彼らが乱暴な働きをすることで人気を博したものが多い。つまり、映画では、イレズミを「性、暴力、耽美」として描かれ、視聴者に強烈なインパクトを残すのである。作品は虚構の世界として作られているが、それがそのまま現実のものとして受け入れられ、イレズミに対して偏見を抱く視聴者も少なくないだろう。<sup>3</sup>

## 3 現在のイレズミを取り巻く状況

### 3.1 現在の日本の制度

イレズミは何歳からできるのだろうか。そもそも、年齢制限等の規制はあるのだろうか。

主な規制として青少年保護育成条例が挙げられる。これは、都道府県や市町村ごとに規制されている。

例として神奈川県の条例を参考にする。

(入れ墨の禁止)

第30条 何人も、青少年に対し、入れ墨を施してはならない。

2 何人も、青少年に対し、入れ墨をするように勧誘し、又は周旋してはならない。

---

<sup>3</sup> 山本芳美 『イレズミと日本人』(平凡社、2016年) 第3章 99頁以下。

同条例第7条より、青少年は「満18歳に達するまでの者（婚姻により成年に達したとみなされるものを除く）」と規定されているところ、18歳未満の入れ墨は規制されており、勧誘、周旋も禁止されていることがわかる。

また、地域によっては20歳以上と規定されているものもあり、都道府県市町村ごとに異なっている。

### 3.2 近年のイレズミ文化

#### ①ファッションタトゥーの普及

芸能人がSNSでイレズミを公言するなど近年はイレズミが一種のファッションとして受け入れられているようにも思える。実際、近年はイレズミが比較的廉価で入れられ、施術時間も短時間であることから気軽に楽しむ若者も増えている。（小さなものであれば5000～10000円が相場である。）また、「消えるタトゥー」といった新たなジャンルが生み出されたりしている。消えるタトゥーとして有名なヘナタトゥーやジャグアタトゥーは2～3週間で消えて無くなるアートであるため、海外旅行ついでに現地で楽しむ人も多い。

#### ②日本のイレズミ人口

近年行われた調査では、有効回答者数が約2000人のうちイレズミをしている割合は約1%～2%という結果がある。<sup>\*4</sup>また、2014年6月に関東弁護士連合会が行った調査でも、回答者数約1000人のうちイレズミをしている人は1.6%という結果がある。この数字をどう見るかは人それぞれであるが、個人的には、かなり多いのではないかと感じた。

#### ③イレズミを入れたきっかけ

イレズミを入れる理由は人それぞれだ。古くは、入れ墨=ヤクザといったイメージや、反社会勢力に繋がる印象を持つ人が多かったんだろう。しかし、現在では様々な事情からタトゥーを入れる人がいる。おしゃれとして楽しみたい人、個性を主張したい人、自らの精神的な支えとしている人、様々な思いがある。中でも、精神的な支えとしている人の中には、病気や怪我の跡をデザインの一部として用いることで克服していくこうとする人、同性婚が認められていないことからパートナーと同じ位置に同じマークを入れることで繋がりの証を築く人など自らの強い想いを形として表している人も多い。

## 4 イレズミ入浴拒否事件

日本の温泉や銭湯、プールではイレズミをしている人は入れないという注意書きの看板をしばしば目にすることが、イレズミ入浴拒否は法的に許容されるものなのだろうか。また、実際にそのような看板に対して人々はどうのように感じているのだろうか。

銭湯やプールなどでの「イレズミ・タトゥーお断り」の注意書きについて、どう思いますか？

当然	42.4%
あった方が良い	26.0%
どちらとも言えない	19.2%
どちらかと言えば不当	7.2%
極めて不当	5.2%

<sup>\*4</sup> 株式会社ヒューマン会員調査（2008年7月）「本当は後悔している?! ... タトゥーを徹底検証!」。

関東弁護士連合会が2014年6月に日本全国に在住する20代、30代、40代、50台、60代の男女各100名（合計1000名）を無作為に抽出し、イレズミに関するアンケートを実施した際に以上のような回答が得られた。7割近くの人が注意書きの存在に価値を感じているようにも受け取れる調査結果である。<sup>\*5</sup>

では、どのような場所に「イレズミお断り」の看板や規制が設けられているのだろうか。

新聞を遡ってみると、1940年にはすでに「イレズミお断り」の看板がある温泉が存在していたようだ。しかし、1992年に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（＝暴対法）が制定されたことが大きな起点となる。これ以降、暴力団排除を掲げ、イレズミ＝暴力団のイメージから多くの施設でイレズミ規制が行われることとなる。重要なことは、これらの「イレズミお断り」規制は民間施設で設けられており、経営者の各々の判断であり、公営浴場では基本的に設けられていないということだ。これには公衆浴場の性質が大きく関わっていると考えられる。公営浴場は自家風呂を持たない国民にとって日常生活上不可欠な厚生施設であり、広く国民に対して開かれている必要があるのだ。

近年では、イレズミ入浴禁止が日本の伝統文化であるため規制すると掲げている民間施設もあるようだが、30年程度の規制が伝統と呼べるかについては疑問が残るところだ。

#### 4.1 イレズミ入浴拒否事件

そんな中、注目したい事件（以下、「イレズミ入浴拒否事件」と呼ぶ。）がある。2013年に起こったアイヌ団体の招きで来日していたマオリ女性エラナ・ブレワートンさんが民間の入浴施設でイレズミ禁止を理由として入浴を断られたというものだ。ブレワートンさんは唇と頬にかけてタトゥーを施していたのだ。マオリの文化では、タトゥーは神聖で不可侵なものであり、社会的地位や威信を象徴するものもある。この事件に対して、アイヌ民族側は、「反社会的なイレズミとは異なる伝統文化であり、差別に当たるのではないか。多様な文化を認めることが必要だ。」と抗議したが、施設の支配人は「本来は幅広い客層に楽しんでもらいたいが、入れ墨のさまざまな背景までは判断できず、一線を引かないと信頼を失う」とした。日本政府はこのような対応に対して、「東京オリンピック開催にあたり、様々な国の方が来日されることが予測されるため、外国の様々な文化に対して敬意を払い、理解を進めていくことが大事だ。外国人を迎えるための対応策をしっかりと考えていく必要がある。」とした。

この事件から考えられるようにイレズミお断りは外国人差別に繋がりかねないのだ。イレズミに対する文化の差、共同浴場に対する認識の差など海外との違いから今後摩擦が増えていくことが想像できる。法的見解を述べる前にこのような相違点について考えておきたい。

（1）まず、イレズミに対する文化の差はどのようなものだろうか。もちろん外国でも日本でもイレズミに対する個人的な好き嫌いはあるだろう。しかし、先述したマオリのように民俗文化や宗教的理由を基にイレズミを施しているというケースは日本と比較すると外国ではかなり多いと考えられる。筆者自身、語学留学の際にtattooについてスペイン人、オランダ人、フランス人、サウジアラビア人、アメリカ人と議論する機会があったのだが、彼ら全員が口を揃えてイレズミに対して抵抗はないと発言し、中には実際に自らのイレズミを見せてくれた人もいた。イレズミを入れていることで日常生活に支障が出ることはないとも聞き、日本人の価値観との違いを感じたことを覚えている。また、日本では温泉やプールに入れないと話した際には、自らのアイデンティティの確立のための一つとしてイレズミを入れているのに隠さなければいけない理由が分からぬと言われ、返事に困った記憶もある。

<sup>\*5</sup> 関東弁護士連合会（2014年6月）「自己決定権と現代社会—イレズミ規制のあり方をめぐって」。

る。あくまでも筆者の周りの小さなコミュニティであるが、外国人の生の意見を聞いて、日本のイレズミに対する認識はやや特異なものであるのだろうと感じた。

(2) 次に、共同浴場に対する認識の差はどのようなものであろうか。日本の共同浴場での入浴から考えていきたい。日本の風呂文化は古くから伝わるものであり、銭湯や温泉など日常的に利用し、日本人にとっては癒しの機能も備えている。一方、欧米では、保養目的以外でパブリックバスを利用することがなく、日常的に共同浴場を利用することができないのだ。そのためイレズミの有無が問題となることがないのだ。

このような文化や価値観の違いも踏まえて法的見解を示していきたい。本件では「タトゥーを施した者の入浴拒否」が問題となっている。ここで、「外国人の入浴拒否」が問題となった小樽入浴拒否事件について参考にしたい。<sup>6</sup>

### (3) 小樽入浴拒否事件

本件は、原告らが、被告 A が経営する小樽市所在の公衆浴場に入浴しようとしたところ、外国人であることを理由に入浴を拒否されたことについて（以下「本件入浴拒否」という。）本件入浴拒否は、憲法 14 条 1 項、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「国際人権 B 規約」という。）及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（以下「人種差別撤廃条約」という。）等に反する違法な人種差別であり、これにより人格権や名誉を侵害されたとして、被告 A に対し、不法行為に基づき、損害賠償及び謝罪広告の掲載を求めるとともに、本件入浴拒否という人種差別が行われたのは、被告小樽市が人種差別撤廃のための実効性のある措置をとらなかったことが原因であり、このような被告小樽市の不作為は、人種差別撤廃条約に反し違法であるとして、被告小樽市に対し、不法行為（国家賠償法）に基づき、人格権の侵害による損害賠償を求めた事案である。

裁判所は、憲法 14 条 1 項は公権力と個人との間の関係を規定するものであり、原告らと被告 A との間のような私人相互の間の関係を直接規定するものではないとし、本件では直接適用できないとした上で、私的自治に対する一般的制限規定である民法 1 条、90 条や不法行為に関する諸規定等により、私人による個人の基本的な自由や平等に対する侵害を無効ないし違法として私人の利益を保護すべきであるとした。その上で、「外見が外国人に見える」ことを理由に入浴拒否をすることは憲法 14 条 1 項の趣旨に照らし、私人間においても撤廃されるべき人種差別に当たると判断した。被告 A らは、公衆浴場といえども他の利用者に迷惑をかける利用者については利用を拒否する権利があるとし、以前外国人が公衆浴場のマナーを守らないことで迷惑行為を行なったためこのような規制にいたったとしたが、裁判所は、入浴マナーを指導するなど他の方法が実行できたと判断した。本件入浴拒否は外国人一律入浴拒否の方法によってなされた、不合理な差別であって、社会的に許容しうる限度を超えているものと言えるから、違法であって不法行為にあたるとした。

### (4) ここで、先ほどの「イレズミ入浴拒否事件」に戻りたい。

憲法 14 条 1 項「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。」に違反するのではないだろうか。しかし、前述した小樽入浴拒否事件と同様に直接適用することは困難であると考えられるので、憲法の趣旨を民法 1 条、90 条、709 条に読み込み、私人間にも間接的に憲法上の権利の効力を及ぼしうるかについて検討する。そもそも、「イレズミお断り」規制は、暴対法制定から一般化され、任侠映画などからイレズミ=ヤクザのイメージが定着していたことからも分かるように暴力団など反社会勢力を規制するためのものだと考えられる。しかし、イレズミがある人が公衆浴場に立ち入ることを直接的に禁止する法律はないため、これは業界側の自主規制である。イレズミ規制に関連する法律として公衆浴場法第 4 条「営業者は伝染性の疾病にかかるている者と認めら

---

<sup>6</sup> 有道出人 『ジャパニーズ・オンライン』（明石書店、2003 年）。

れる者に対しては、その入浴を拒まなければならない。但し、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、都道府県知事の許可を受けたものについては、「この限りでない」、第5条「1 入浴者は、公衆浴場において浴そう内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす虞のある行為をしてはならない。2

営業者又は公衆浴場の管理者は、前項の行為をする者に対して、その行為を制止しなければならない。」があげられる。「イレズミ=反社会勢力=公衆衛生に害を及ぼす恐れのある行為」と施設が判断しているのであるか。施設にも営業の自由があり、他の利用客に迷惑行為を行う利用客を拒否する権利がある。一般公衆浴場は自家風呂を持たない人にとって身体を清潔に保つために必要不可欠な施設であり、入浴を拒否する権利を原則として持たないが、本件施設は民間企業が経営するレジャー施設としての側面もあるところ、公共性が高いとは言えない。しかし、会員制の施設でもない以上、希望する者は、公序良俗に反しない限り、その利用が認められるべきである。そこで、本件では、規制目的が重要であり、目的と手段との間に実質的な関連性がなければならないとする厳格な合理性の基準を用いて考えたい。公衆衛生を保つための反社会勢力の排除という目的に関して、因果関係に疑問は残るもの、目的自体は重要である。しかし、イレズミお断りという手段は適合性や必要性に欠けるように思える。先に見たようにイレズミを入れる理由は様々であり、イレズミ=ヤクザのイメージも古いものとなっている。イレズミを入れている人を一概に反社会勢力とみなすのは合理的でない。そもそも、見た目で反社会勢力であるか否かを判断することは非常に困難である。また、公衆衛生の保持という目的を達するためであれば、外国人が伝統的な文化として施しているイレズミを理由に入浴拒否することなど見当違いである。したがって、目的と手段との間に実質的関連性は否定され、本件規制は不合理なものであると言える。

(5) 法的見解からは逸れるが、イレズミと入浴施設との摩擦を減らすための施策を考えたい。公衆衛生上問題がないとしても、イレズミに対する恐怖感を覚える人々がいることも考えておかなければならぬからだ。対策として①利用者に事前にイレズミのある人も利用していることを伝えること②シールや水着でイレズミ部分を覆うこと③入浴時間を区切ること④入浴スペースを区切ることが考えられる。温泉をはじめ日本の風呂文化は外国人にも人気であるからこそ対策を講じて柔軟に対応してけるような社会でありたい。<sup>\*7</sup>

## 5 大阪市イレズミ調査事件

次に、公務員とイレズミの関係を見ていきたい。公務員は、国家や地方公共団体において、公務を達成する要因として採用されているため、非公務員であれば通常広く保障されるいくつかの権利が制限されることがあるが、イレズミに関してはどのような権利が保障されるのだろうか。

### 5.1 事実

2012年、大阪市が大阪市職員に対してイレズミ調査を行なった。きっかけは市職員が自らのイレズミを誇示し、子どもたちを恐怖させたという新聞記事だった。この調査では、「目視可能な部位へのイレズミの有無を把握する」強制調査と、「肩から手の指先まで及び首から上、膝から足の指先までの部分以外のイレズミを把握する」任意回答による調査が行われた。原告はこの調査に対して、自分の信条に基づいて調査票を提出しなかったことから、上司等から催促されたが、拒絶した。この結果、原告は上司の職務命令に従う義務を遂行

<sup>\*7</sup> 観光庁「入れ墨（タトゥー）がある外国人旅行者の入浴に関する対応について」

[https://www.google.com/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=&ved=2ahUKEwig3cyT8vftAhWOfmEKHYBICl8QFjABegQIAhAC&url=https%3A%2F%2Fwww.mlit.go.jp%2Fkankoch%2Ftopics05\\_000183.html&usg=AOvVaw1aRkj6iLmWRPLfTj6jhNTP](https://www.google.com/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=&ved=2ahUKEwig3cyT8vftAhWOfmEKHYBICl8QFjABegQIAhAC&url=https%3A%2F%2Fwww.mlit.go.jp%2Fkankoch%2Ftopics05_000183.html&usg=AOvVaw1aRkj6iLmWRPLfTj6jhNTP)

しなかったことから、地方公務員法 32 条に違反すると判断された上で、同法 29 条 1 項が定める懲戒事由にあたるとされ、戒告処分が行われた。これに対して、原告は、被告大阪市に対して、処分の取り消しと損害賠償を求めて訴えを提起した。

## 5.2 爭点

この事件の争点として、憲法 13 条、21 条に違反しないかが挙げられた。というのは、イレズミをしていることを公表することはプライバシーを侵害することであり、イレズミの存在を人に知らせるか否かは表現の自由で保護されるべき権利であると考えられるからだ。また、憲法違反に当たらないと解しても、大阪市個人情報保護条例（以下、「保護条例」という）6 条 2 項により「思想・信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となる恐れがあると認められる事項に関する個人情報」の収集を原則として禁止していることから、本件調査がどう条例違反にあたるのではないかと挙げられた。

## 5.3 判決

まず、第一審について。<sup>8</sup>

第一審では、イレズミの性質について、それ自体が内心に関する情報とはならないが、反社会的組織の構成員が施している場合も多いため、個人の経歴に関する情報となり得るものであるとした。しかし、イレズミに抵抗を感じる市民も少なくないことから、個人の名誉又は信用に関わるプライバシー情報であるとは言えない。一方で、イレズミをするかしないかを決定する自由は憲法 13 条によって保護されたとした。しかし、公共の福祉のため調査が認められる場合もあるとし、本件調査が 13 条に違反するか否か、違法となるか否かについては、目的手段審査を取ることが相応しいと判断した。そして、本件調査における人事配置を適切に行うためという目的は正当であるとし、調査対象を限定していることなど手段の相当性も認められたとした。よって、憲法 13 条違反もないとした。また、保護条例 6 条 2 項に関しては、特定個人のイレズミ情報は「その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報」にあたると解し、本件イレズミ情報の収集は同条例違反だとした。

次に、控訴審について。<sup>9</sup>

控訴審においても本件調査の目的、手段は相当であると判断した。一方、保護条例違反については判断が異なった。保護条例 6 条 2 項により、収集が許されない情報を「人種、民族及び犯罪歴に関する個人情報と同様」の情報と解し、具体的に例示例挙された差別情報に限定した上で、イレズミ情報はこれに当たらないとし、保護条例違反もないと判断した。

## 5.4 個人的な見解

この事件に関して、いくつかの疑問を抱いた。第一審について、憲法で保護される個人情報がなぜ条例では保護されないのであろうか。イレズミには隠された美としての性質があること、イレズミを入れていることを必ずしも人に公表したいと考えている人ばかりではないこと、世間から偏見の目を向けられる可能性もあること等を考慮すると、イレズミが憲法上保護に値するプライバシーであることに異論はない。しかし、それではなぜ保護条例には違反しないのだろうか。

---

\*8 大阪地裁平成 26 年 12 月 17 日判決 [https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/844/084844\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/844/084844_hanrei.pdf)。

\*9 大阪高裁平成 27 年 10 月 15 日判決 [https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/759/085759\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/759/085759_hanrei.pdf)。

第一審では、目的手段審査を採用し、正当な目的のもと正当な手段で行われたとされていたが、果たしてそうだろうか。まず、本件調査のきっかけはイレズミを有した職員が子どもたちに見せつけたという社会問題であった。調査の目的はこれを踏まえて、人事配置上の配慮を行う観点から、日常生活を行う上で目視可能な部位への刺青の有無を把握することと、イレズミに関する服務のルールを検討するにあたり、職員の実態を把握する必要があることであった。この目的自体に疑問を感じる。社会問題で問題視されたことは、イレズミを子どもに「見せつけ」、恐怖させたことであり、イレズミを有していたこと自体が問題であったはずではない。これの再発防止に努めるためであれば、イレズミを「見せつけ」ることを禁止すれば良い。また、目視可能な部位に入れている者に対しては、勤務時間中には、長袖の着用やシールで覆うなどの対策を求めれば解決する問題ではなかろうか。このような対策が取られていたならば、人事配置上の配慮や服務のルールは考慮する必要がなかったのではなかろうか。よって、調査の目的は正当であるとは言えない。次に、調査の方法であるが、強制調査と任意回答に分けられていたが、先ほどの人事配置上の配慮の観点から行われた調査で強制調査を行うのはいかがなものであろうか。というのは、目視可能な部位にイレズミを入れていると回答をすれば、不利益取り扱いを受けるであろうことは容易に想像できる。例えば、犯罪歴を問うことは社会的に不当な差別を受けるものとして保護条例でも保護されている。また、特定の思想団体に加入していることやそれに関する運動に参加していることの告白を強要することは憲法19条に反すると考えられている。内心の思想を理由とする不利益取り扱いも禁止されている。これらとイレズミにはどのような違いがあるのだろうか。裁判所が述べるように、イレズミが市民の不安を高めるようなものであるとすれば、イレズミが何らかの好ましくない思想の外部的行為の一部として捉えているとも考えられ、19条に抵触する恐れもあるように思える。これは、消極的言論の自由の問題でもあるが、申告が強制される場合には目的の必要性が極めて高い場合に限られるはずだ。従って、不利益取扱いが明らかな状態でこのような調査の手段をとったことは正当であるとは言えない。よって、目的手段審査をとったとしても本件調査が適法であるとは言えない。このように考えると、イレズミをしているという情報は保護条例によっても保護されるべきだ。

次に、このようにイレズミ調査が適法であると判断されたことにより、今後ますます調査可能な内容が増えていくのではないかと危惧した。本判決によると、公務員に対して市が調査できるか否かの判断材料となるのは、「差別を助長させるような情報か否か」という基準であった。本件では、イレズミの有無は差別につながらないと判断され、調査が認められた。イレズミが直接的な差別につながらないと判断されたことは現代の日本の文化を理解しているようにも思えるが、第一審ではイレズミが反社会的組織の構成員が施している場合も多く、個人の経験を推知し得る情報であることも認めているなか、調査を認めるのはいかがなものであろうか。「直接的な」差別に繋がる情報でなければ保護されないのであれば、性的指向などプライバシーとして秘匿性が高い情報も差別に繋がらないと判断されて調査が認められるようにも思える。このような基準では、公務員や一般市民のプライバシーを侵害する歯止めが緩いように感じた。

## 6 まとめ

以上で見てきたように、イレズミを入れている人はまだまだ少数派で偏見や差別の対象となることも少なくない。しかし、少数派であるからと言って、不当に不利益を被ることは決して許されるものではない。また、イレズミの多様性が生まれているなか、社会がどのように多様性を受け入れていくかが今後重要になっていくと思う。例えば、「イレズミお断り」の注意書きはもはや本来の目的を達するために有効な手段とは言えないし、イレズミ強制調査も古くからのイメージから脱すことができず、一方的にイレズミが悪であるから排除するよう押し付けているように思える。多様性を認め、少数派を保護していくためにも憲法は重大な役割を背

負っているのではないだろうか。

## 7 参考文献

- ・新井誠・曾我部真裕・佐々木くみ・横大道聰 『憲法II 人権』(日本評論社、2017年)。
- ・山本芳美 『イレズミと日本人』(平凡社、2016年)。
- ・山本芳美 『イレズミの世界』(河出書房新社、2005年)。
- ・有道出人 『ジャパニーズ・オンリー』(明石書店、2003年)。
- ・松田修 『日本刺青論』(青弓社、1989年)。
- ・菊池洋 「人権条約の国内適用における私人の責任と公的機関の責任—小樽温泉入浴拒否訴訟を素材として—」成城法学第74号(2005年)。
- ・田中芳伸 「近時の労働判例 大阪高裁平成27年10月15日判決(入れ墨調査事件)」LIBRA 16号(2016年)。
- ・橋本基広 「大阪市入れ墨調査事件：自己決定と情報調査拒否権」法学新報122巻11・12号(2016年)。
- ・野呂充 「イレズミの有無に関する調査を拒否した市の職員に対する戒告処分と調査の適法性」ジュリスト1492号(2016年)。